

令和7年度《大学》志願要項 変更点

旧

1. 出願資格

- 日本国内の大学に進学または在学する者（通信制大学、短期大学、大学校を除く。）海外からの留学生は、この取り扱いには含まない。



新

1. 出願資格

- 日本国内の大学に進学または在学する者（通信制大学、短期大学、大学校、及び大学院を除く。）海外からの留学生は、この取り扱いには含まない。

旧

2. 扶育生の種類

扶育生の種類は、「一般扶育生」「要員」「育英生」の3種類がある。

- 一般扶育生

卒業後、おちばの御用、または教会の御用に就き、広く布教伝道を志す者。



新

2. 扶育生の種類

扶育生の種類は、「一般扶育生」「要員」の2種類がある。

- 一般扶育生

卒業後、本部の御用、または教会の御用に就き、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する者。

- (1) 天理教教会本部（青年会本部、婦人会本部、少年会本部を含む）で2年以上伏せ込む者。
- (2) 天理高等学校寮生活指導員として3年以上伏せ込む者。
- (3) 上級教会、信者詰所、教務支庁で2年以上伏せ込む者。
- (4) 2年以上布教活動に専従する者（教会本部所管各布教の家、教会布教施設、単独布教など）。

旧

9. 扶育費返還について

- 以下の者は、当該大学でかかった扶育費を返還しなければならない（育英生を除く）。

- (1) 「中途退学」した者、「扶育辞退」した者、及び在学中「扶育辞退勧告」を受けた者。
（※扶育辞退後、おちばの御用、教会の御用に就く者は該当しない。）
- (2) 就職など「扶育生の種類」に記載の進路以外に進む者。



新

9. 進路変更について

- 「扶育生の種類」に記載の進路以外への変更はできない。途中で扶育辞退した者も同様。万が一変更した者に対しては、扶育費の一括返還を求める。

令和7年度《大学》志願要項 変更点（追加）

旧

3. 扶育費

●扶育費は、40号から70号とする。

※1号は年額1万円。



新

3. 扶育費

●扶育費は、40号とする。

※1号は年額1万円。

令和7年度《大学》扶育願書 変更点

卒業後の進路について以下のチェック項目が加まりました。(4/6 ページ)

② 一れつ会の趣旨及び思いをふまえて、卒業後の進路について（卒業直後と将来について具体的に）

現段階での進路に ☑ をつける

- (1) 天理教教会本部
- (2) 天理高等学校寮生活指導員
- (3) 上級教会、信者詰所、教務支庁
- (4) 布教活動に専従

- 天理教校本科に進学後、伏せ込む
修了後の進路を左の(1)～(4)に☑
- 大学院に進学後、伏せ込む
修了後の進路を左の(1)～(4)に☑

志願要項ならびに扶育願書 入手方法の変更

これまで、志願要項ならびに扶育願書は、本会で配布、郵送をしていましたが、天理教一れつ会のホームページからダウンロードして使用していただくことになりました。大学のみならず、小学校・中学校・高校・高専、すべての学校の志願要項ならびに扶育願書の紙媒体での配布、郵送はいたしません。※6月25日からダウンロード可能です。

直属及び教区内での周知徹底をお願いいたします。